

公共施設照明LED化業務委託(債務負担行為)
【仕様書】

[1] 業務名称

- 公共施設照明LED化業務委託(債務負担行為)(以下、「本業務」という。)

[2] 業務の目的

- 法改正により令和9年12月末で蛍光灯の製造・輸出入が禁止になること、施設の維持管理費用の縮減が期待できることなどから、公共施設の照明LED化を順次進めている。
- しかしながら、施設ごとに工事発注していく従来の方式では、本市技師職員のマンパワーにも限界があり、LED化の完了までに長期間を要する見込みである。
- そこで、特に本市技師職員の負担が大きい「現地調査業務」及び「設計業務」を含め、「施工業務」までを一括して委託することで、民間のノウハウや経営能力等を活用し、コスト縮減を図りながら早期のLED化完了を目指すものである。

[3] 履行期間

- 契約締結日から令和13年3月31日まで

[4] 業務の概要

① 対象施設一覧

- 対象施設の基本情報については、別紙2-1「一覧表」のとおり。
- 各施設の照明器具の数量(参考値)については、別紙2-2「参考数量表」のとおり。

② 想定スケジュール

- 令和8年度
 - ・契約締結後、令和9年3月までに全施設の現地調査・数量確定
 - ・事業期間及び事業費を検証後、各年度の実施施設を協議し、実施計画の決定
- 令和9年度以降
 - ・実施計画に基づき、各年度の対象施設について、設計・施工を順次実施

- 対象施設の工事予定年度は、別紙2-1「一覧表」の記載を基本とするが、両者協議の上で、予算の範囲内で変更することは可能とする。

[5] 業務の内容

- 対象施設の照明器具の設置状況を踏まえて、自ら行った提案に基づき、LED照明器具の更新について本市と合意した内容で実施すること。
- 建設業法(昭和24年法律第100号)をはじめ必要な法的資格等を保有していること。
- LED照明器具の更新により、電力料金区分を変更できる場合は、本市と協議の上で契約変更手続きを行うこと。

①
現地調査・
事業検証・
事業計画作成

- (ア) 契約後、本市担当者から調査開始の承諾を受けた上で、速やかに全対象施設の現地調査を実施すること。
- (イ) 日程調整は、受託者から各施設の担当者に直接連絡すること。
- (ウ) 別紙2-2で示す数量はあくまで参考値であり、実際に更新する照明器具は現地調査の結果を踏まえ、両者協議の上で決定すること。
- (エ) 施設内の既設照明器具の位置・器具種別・灯数・消費電力等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- (オ) 調査結果をもとに、事業期間・事業費の検証を行うこと。
- (カ) 検証結果をもとに、次年度以降の年度別実施施設を両者協議の上で決定すること。
- (キ) 全ての作業の完了後、『調査業務完了報告書(事業計画書)』を作成し、本市の承諾を受けること。

②
設計

- (ア) 施設ごとに使用器具提案書、施工検討報告書、作業計画書、試験計画書を作成すること。
- (イ) 照明器具の交換箇所と照明器具の型式がわかるような施工図面を作成し、施工検討報告書に反映させること。
- (ウ) 既設照明及び更新後の照明器具の種類及びメーカー、型式、姿図等について、施工検討報告書に記載すること。
- (エ) LED更新作業にあたっての安全管理については、施設担当者と十分に協議を行い、作業計画書に反映させること。
- (オ) 作業に伴う足場について、その設置に伴う費用は受託者の負担とする。事前に設置期間や設置方法等について、施設担当者と協議の上、作業計画書に反映させること。
- (カ) 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等について、事前に施設担当者と協議の上、作業計画書に反映させること。なお、施設内に収容しきれない量の資材等については、受託者の負担で置き場所を確保すること。
- (キ) 既設照明器具の撤去後の処分方法について、作業計画書に記載すること。
- (ク) 停電等の運営上の必要な機能を停止させる場合には、事前に施設担当者と調整し、作業計画書に反映させること。
- (ケ) LED更新作業後の試験方法について、試験計画書にて提出すること。

③
施工

- (ア) 作業計画書に沿って実施されているかを管理し、作業の進捗状況について、毎月初めに本市担当者へ書面報告すること。また、作業中の施設において本市担当者が施工方法等の確認を行う場合がある。
- (イ) 建築基準法、電気事業法、電気用品安全法、電気工事士法、消防法、労働安全衛生法、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律、大気汚染防止法、建設業法等関係法令等を遵守すること。また、工事にあたっては、以下の基準に準拠して施工すること。ただし、準拠できないなど特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。
- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)
 - ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(最新版)
 - ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(最新版)
- (ウ) LED更新作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者とする。
- (エ) 施工前及び施工後の写真を撮影すること。(居室単位での撮影でも可)
- (オ) 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領に準拠すること。また、上記以外の作業(足場の設置等)についても、施設担当者と協議し、作業全体を通して施設運営に支障のないよう実施すること。
- (カ) LED器具の支持については既設支持材(吊りボルト等)の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は、支持材の更新を行うこととする。また、既設支持材がない場合は、安全に配慮した方法で実施すること。
- (キ) 埋込型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の埋込寸法による隙間が生じないように処置すること。また、露出型照明器具を更新する場合は、既設照明器具の取り付け跡が見えないよう配慮すること。
- (ク) 誘導灯及び非常照明器具のLED照明器具への更新に際しては、現行法令に適合するとともに、必要に応じて所轄の官公庁と協議を行った上で器具選定を行うとともに、届出等が必要な場合はこれを代行すること。また、現行法令に適合していない場合は、本市担当者と協議の上、改善策を提案すること。
- (ケ) ポール照明やガーデンライトは、灯具部分のみの更新を原則とする。更新にあたっては、ポールの劣化状態を確認し、市に報告すること。
- (コ) スポーツ施設の投光器は更新対象外とする。
- (サ) LED更新作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを書面及び写真で報告すること。また、照度についても同様に作業前後で測定を行い、書面及び写真で報告すること。ただし、作業後に照度が下回る可能性がある場合は、作業前に本市担当者へ現状の照度以上になる提案を行うこと。
- (シ) 不要となった既設安定器は撤去し、配線は適切に結線すること。
- (ス) 照明器具以外に使用する材料についても全て新品を使用すること。
- (セ) アスベスト含有の事前調査を行うこと。なお、分析の必要がある場合は、その後の対応や費用負担を含めて別途協議とする。

③
施工
(続き)

- (ソ) 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行うこと。机や椅子等の養生や移動については、施設担当者との協議の上、その方法について決定すること。
- (タ) 作業完了後は床等の清掃を行うこと。
- (チ) 作業に伴う電力の使用については、原則として、施設内のコンセントを無償で使用できるものとするが、電源コードリールに漏電対策を備えたものを使用し、施設側に対して影響を及ぼさないこと。
- (ツ) 設置作業において発生する軽微な作業や補修等については、本業務の作業範囲内として実施すること。
- (テ) 屋内運動場等のスポーツ用途の施設における高天井照明器具は、拡散パネル等によりまぶしさを軽減させること。また、高天井照明器具及び誘導灯については、スポーツやイベント等、施設利用の用途により照明器具の破損が考えられる場合ガード付きとし、メーカーの推奨する方法で取り付け、金属製ワイヤー等を使用し、落下防止措置を施すこと。
- (ト) 屋内運動場等における高天井照明器具の昇降装置については、安全を考慮して撤去すること。ただし、撤去範囲については、本市担当者及び施設担当者との協議すること。
- (ナ) 施設運営に支障が出ないように作業を行うこと。施設利用者等の動線について、安全に通行できる状態を確保すること。
- (ニ) 特に騒音等が発生する作業は、施設担当者との協議の上、施工を行うこと。
- (ヌ) 接地線がないなど既設電気設備に不具合が発見された場合は、本市担当者及び施設担当者へ報告の上、協議すること。
- (ネ) 現場作業時間については、施設担当者との協議の上、決定すること。
- (ノ) 重要な情報を保管する部屋の工事については、施設担当者の立会いが可能か協議の上、決定すること。
- (ハ) 作業完了後の施工及び性能・品質確認については、事前に本市との協議の上、作成した試験計画書に基づき確認を行うこと。
- (ヒ) 施設ごとの完成図書及び完成図を作成し、施工写真と併せて本市に提出すること。なお、完成図は照明器具の個数と設置場所がわかるように作成すること。

④
既存器具等の
撤去・
運搬・廃棄

- (ア) 撤去した既設照明器具等を産業廃棄物として処理するにあたり、受託者が排出事業者としての責任を負うこと。
- (イ) 産業廃棄物の処理費用は、照明器具交換の費用に含まれるものとする。
- (ウ) 産業廃棄物の処理にあたっては、産業廃棄物処理に関する法令や規則を遵守すること。
- (エ) 運搬の際には、蛍光灯が破碎しないよう十分な対策を講じること。
- (オ) 受託者は、産業廃棄物の収集運搬及び中間処理、最終処分が適正に完了したことを確認の上、産業廃棄物管理票の写しを提出すること。

⑤
検査

- (ア) 受託者は、LED照明器具の設置完了後に速やかに施設ごとに自主検査を行い、必要な性能が確保されていることを確認すること。
- (イ) 受託者は、施設ごとの自主検査の結果を本市に報告すること。なお、自主検査の項目は、少なくとも点灯確認、外観確認、照度測定結果、絶縁測定結果を含むものとする。本市は報告受領後、必要に応じて現場確認を行う。
- (ウ) 検査で不具合が発見された場合は、受託者の負担と責任において、LED照明及び周辺機器が正常に動作するよう、必要な調整作業を実施すること。
- (エ) 検査時又は検査後において、未施工の照明器具が残存していることが判明した場合は、受託者の責において施工すること。

[6] LED照明器具の仕様

- 照明器具の更新にあたっては、次の事項を遵守すること。

①
一般事項

- (ア) 本業務におけるLED照明器具の更新とは、原則として、既設照明器具の部分的なLED化ではなく、照明器具の本体を更新することでLED化するものである。また、設置した照明器具が地震等により落下した場合の被害リスクを軽減する観点から、直管LEDランプ搭載器具を採用しないことを原則とする。ただし、既存照明のソケット口金(E26等)に適合するLED球及び安定器を直流電源装置に置き換えるなど、安全にLED化できると市が認めた場合は、この限りではない。
- (イ) 公共施設用照明器具(JIL5004)を製造しているメーカーであり、かつ、公共用照明器具の導入実績がある国内のメーカーの製品であること。
- (ウ) 製品のメーカーは、ISO9001(品質)及びISO14001(環境)認証を取得していること。
- (エ) 照明器具及び光源(LED)は新品であること。
- (オ) 対象施設内の既設照明器具がLED照明器具である場合、本市担当者に報告するとともに、原則として更新対象外とする。
- (カ) 既設照明器具について、管球を取り外し、点灯を間引きしている場合は、本市担当者に報告するとともに、LED照明器具への更新を行うこと。
- (キ) 既設照明器具が防湿・防塵器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を設置すること。
- (ク) 共同調理場の照明器具については、次のとおりとする。
 - ▶ 既設殺虫灯及び殺菌灯は更新対象外とする。
 - ▶ 別紙2-2において「HACCP」の記載がある器具は、更新後もHACCPに対応した仕様とすること。
 - ▶ 別紙2-2において「高温用」の記載がある器具は、更新後も高温に対応した仕様とすること。

①
一般事項
(続き)

- (ケ) 企画提案書に示した性能を満たすLED照明器具を使用することとし、本市担当者に事前に使用器具提案書を提出の上、承諾を得ること。
- (コ) 一つのメーカーでは全ての種類の照明器具を製造していない場合があることから、設置する照明器具は、複数のメーカーの製品を組み合わせることも可能とする。ただし、後年度に保守管理が混同しないように、照明器具の種類(ベースライト、ダウンライト、ブラケットライト、高天井照明等)ごとに同一のメーカーで製品を統一すること。
- (カ) 照明器具の保証期間は3年とし、保証期間内であれば交換費用を受託者において負担するものとする。ただし、誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため本業務の保証対象外とする。なお、保証期間の始期は協議の上で決定する。
- (シ) 保証期間内に市の責に帰すことができない事由により照明器具の不具合が発生したときは、迅速かつ適切に器具の取替、代替及び修理等を行うこと。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象の発生により受託者の責に帰すことができない場合は、この限りでない。

②
照明器具の
性能・構造

- (ア) 光源(LED)寿命40,000時間以上(光束維持率70%以上)の製品であること。
- (イ) 照明器具の光色、照度については、既設照明器具と同じ仕様とする。光色・照度が異なる箇所については、事前に施設担当者に確認を行うこと。また、現地調査において特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、施設担当者との協議の上、仕様を確定すること。ただし、金額に影響する場合は、本市担当者に事前に相談、確認すること。
- (ウ) 学校施設の照度については、学校環境衛生管理マニュアル(最新版)に基づき、各室の照度設定を行うこと。
- (エ) LED照明器具の使用にあたり、ちらつきや電波障害等の問題が生じないこと。また、LED更新後において、グレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。

[7] 業務の実施体制

- 本業務の実施にあたり、受託者は次のとおり技術者を配置すること。
 - ①～③の技術者のほか、円滑な業務遂行に必要な従事者を配置するなど、業務責任者の指示のもと適切に業務実施できる体制を構築すること。
- ① 業務責任者
- 受託者の代理人として指揮監督・勤怠管理・安全衛生管理等の教育の実施など、適切な業務遂行のための全体管理を行う責を負う者として業務責任者を選任すること。
 - グループの場合は、統括役割を担う事業者に所属する者から選任すること。
- ② 監理技術者
- 工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び工事施工に従事する者の指導監督をはじめ、下請負人の適切な指導監督を行うなど、施工業務に関する総合的な役割を果たす者として監理技術者を選任すること。
 - グループの場合は、施工役割を担う事業者に所属する者から選任すること。
 - 監理技術者は他の役割との兼務を認めない。
- ③ 実務主任者
- 本市との連絡窓口として、現地調査や器具調達の調整、スケジュールの作成・管理など、円滑な業務実施に関する実務を行う者として実務主任者を選任すること。
 - 受託者に所属する者から選任すること。
 - 業務に支障をきたさない範囲において、業務責任者との兼務を認める。

[8] 業務概要書の提出

- 受託者は契約締結後、速やかに「業務概要書」を本市に提出し、承認を得ること。
- 業務概要書には、次の事項を記載すること。
 - (ア) 業務内容
 - (イ) 業務の詳細工程表(打合せ等を含む)
 - (ウ) 業務実施体制及び連絡体制(緊急時を含む)
 - (エ) 業務責任者、監理技術者及び従事者名簿
 - (オ) 下請け企業の活用計画(体制表を含む)
- 業務概要書の内容に追加や変更等が生じた場合は、理由を明確にした上で、速やかに変更後の業務概要書を本市に提出し、承認を得ること。

[9] 資料の貸与

- 本業務の遂行上必要な資料で、本市が所有しているものについては、これを貸与する。
- 受託者は、貸与が必要な資料の一覧表を提出の上で貸与を受け、使用終了後は速やかに返却すること。
- 資料は、紛失・汚染等しないよう取り扱い、これを公表し又は貸与してはならない。
- 本業務の遂行上必要と本市が認めた範囲において資料の複製を許可する。

[10] 委託料の支払い

- 委託料の支払いは、契約書の規定のとおりとする。
- 前払金及び中間前払金の請求は、各年度1回限りとし、請求にあたっては保証契約を締結した上で保証証書を市に寄託すること。ただし、契約締結年度は前払金及び中間前払金の請求を認めない。
- 部分引渡しに係る委託料の請求は、各年度1回限りとし、請求にあたってはあらかじめ履行高部分等について本市の検査を受けること。
- 適法な請求のあった日から40日以内に委託料を支払うものとする。

[11] 物価変動による委託料改定

- 物価変動による委託料の改定は、契約書の規定のとおりとする。
- 国内における賃金水準や物価水準の変動により委託料が不相当となったと市が認めた場合は、契約書の規定のとおり、委託料の改定協議を行う。
- 委託料改定の算定に用いる指標は、契約締結までに受託者が提案することも可能とし、指標の妥当性及び合理性等を両者協議した上で定めることとする。

[12] 成果品の提出

- 成果品に関する著作権及び所有権は本市に帰属する。
- 成果品は、原則、A4版、縦型、横書きとし、製本や綴り込みが必要なものについては、左綴じとする。なお、文字サイズは10.5pt以上とする。
- 成果品の構成や項目、A3版資料の取扱い等については、協議により決定する。
- 綴りは適宜分冊し、背表紙及びインデックスを用いてわかりやすくまとめること。
- 電子データは、成果品の完成原稿(PDF)のほか、必要に応じて、編集可能なデータ形式(ワード・エクセル等、CADデータはSFC形式及びJWW形式)を納入すること。
- 成果品の納期は協議の上で決定する。
- 業務完了後に、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行うこと。

① 調査業務完了時	<p>(ア) 調査業務完了報告書</p> <p>(イ) 事業計画書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体スケジュールがわかるもの ・各年度の実施施設、工程がわかるもの <p>(ウ) 業務月報・打合せ記録</p> <p>(エ) その他必要なもの</p>
-----------	---

② 部分引渡し時	<p>(ア) 業務中間報告書</p> <p>(イ) 完成図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官公庁届出書(写し)、出荷証明書、保証書、機器取扱説明書 ・完了届 ・施工写真 <p>(ウ) 完成図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の交換箇所、個数、型式がわかるもの <p>(エ) 業務月報・打合せ記録</p> <p>(オ) その他必要なもの</p>
----------	---

③ 業務完了時	<p>(ア) 業務完了報告書</p> <p>(イ) 完成図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・官公庁届出書(写し)、出荷証明書、保証書、機器取扱説明書 ・完了届 ・施工写真 <p>(ウ) 完成図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明器具の交換箇所、個数、型式がわかるもの <p>(エ) 業務月報・打合せ記録</p> <p>(オ) その他必要なもの</p>
---------	---

[13] 業務遂行上の留意事項

- ① 受託者は、本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守し、業務を遂行すること。
- ② 受託者は、本業務の遂行にあたり、本市の所掌する情報資産の保護について万全を期し、業務上知り得た情報等を正当な理由なく第三者に知らせるなど、業務の目的外に使用することがないように徹底すること。
- ③ 受託者は、本業務の進捗に関して、本市に定期的に報告すること。
- ④ 本仕様書に疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上で決定する。